

事務局長	係長	係

第11回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月6日（木）午前9時00分～午前11時00分

2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）

3. 出席者（10名）

委員 土井 泉章

委員 牛島 幸雄

委員 亀川 一久

委員 堤 忠雄

委員 武村 哲也

農地利用最適化推進委員 堤 與四行

委員 福田 源吾

農地利用最適化推進委員 鵜池 隆幸

委員 永尾 喜代子

農地利用最適化推進委員 原 豊広

4. 欠席者（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■

委員 ■番 ■■ ■■

第2 【議案第1号】 令和3年度農業経営基盤強化促進法（第1号）

【議案第2号】 農地法第5条の規定による農地の転用について（4件）

【議案第3号】 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
 および「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」
 について

・その他

6. 農業委員会事務局

事務局長

高田 匡樹

副課長

古賀 九州男

係 長

津野 弘樹

主 事

細川 哲也

7. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和3年第11回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員をお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第1号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第1号)の諮問についてを議題に供します。事務局から議案第1号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。それでは、議案第1号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第1号)の諮問について、説明をいたします。3ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第1号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第1号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で議案第1号の朗読及び説明を終わります。

議長

ありがとうございました。何か意見等ありませんか。

■■委員

農地中間管理機構を介した利用権設定期間は10年間と決まっているのですか。

事務局

原則10年間と決まっておりますが、農地の相続権者の同意の有無などの状況によっては3~5年間の利用権設定も可能となっております。

議長

他にありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号令和3年度農業経営基盤強化促進法（第1号）にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 議案第1号令和3年度農業経営基盤強化促進法（第1号）にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（1件目）について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは8ページをご覧ください。優良田園住宅建設の案件であり、令和3年4月23日に申請があった分を説明いたします。

【以下、議案書に基づき議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（1件目）についての内容を朗読及び説明】

以上で概要説明を終わりますが、詳しい内容につきましては本日来庁されている転用事業者の株式会社■■■■および■■設計事務所より説明いただきたいと思います。

転用事業者 【以下、転用事業者より優良田園住宅への転用について事業内容を説明】

事務局 何か質問はありませんか。

■■委員 浄化槽の設置後の排水経路について説明をお願いします。

転用事業者 浄化槽は戸別ごとに設置することとしており、各区画の道路沿いに設けた側溝を通じて北東の調整池に集められ、その後、北側水路へ放流される計画となっています。

事務局 他にありませんか。

（質問・意見等なし）

事務局 それでは以上の説明をふまえて、別冊意見書の1ページをご覧ください。農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね500m以内にある農地であり、第2種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的（申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められ

るときはその理由)】というところですが、申請地は大町町役場から概ね500m以内に位置する第2種農地となっています。土地改良事業等の工事完了から8年を経過していない国営及び県営事業の受益地にあたるものの、直接工事を行われていないため、当該事業への影響は軽微なものと考えます。また、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項及び第5項に規定する協議が調い、優良田園住宅建設計画として同法第4条第1項の認定を受けているため、申請地を転用することはやむを得ないと考えられることから、適当であると思われま。【2. 資力及び信用】については、総事業費■■■■千円に対し、総事業費を上回る額の金融機関からの融資証明書が添付されており、適当と思われま。【3. 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況】については、仮登記等はありません(該当なし)です。【4. 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、農業委員及び事務局への説明の結果、遅滞なく供されることは確実であると思われま。【5. 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】については、すでに開発許可を受けており、確実となっております。【6. 農地以外の土地の利用見込み】について、該当なしです。【7. 計画面積の妥当性】については、計画地内に31区画の住宅のほか調整池及び公園を建設予定であり、土地利用計画図及び現地確認の結果、規模は適正であると思われま【8. 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、宅地の造成のみではないので、該当なしです。【9. 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、日照計算により隣接農地への日照について影響はありません。また、雨水等の排水についても調整池を経由し、既存排水路をそのまま利用するため近隣営農への支障はありません。【10. 一時転用である場合にはその妥当性】については、一時転用ではないので、該当ありません。【11. 法令(条例を含む)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】について、農林水産省との事前協議も済んでおり、埋蔵文化財の遺跡範囲にも該当しない旨、確認済みです。また、開発許可の届け出についても、町の担当部局へ提出済みです。

以上により、今回の案件については、許可相当ではないかと思われま。本総会での審議の結果、異議等がなければ本案件への承諾書へ農業委員会全体の総意という形で農業委員会の押印をさせていただきたいと思われま。また、今後の流れとしては、今月中旬に開催予定の佐賀県の常設審議委員会でも本案件についての意見聴取を行う予定となっております。以上です。

議 長

ありがとうございました。ご意見等ございませんか。

■■委員 他市町での優良田園住宅建設に係る転用事例はありますか。

事務局 佐賀県内では、■■■■での同事例があったと聞いております。

議長 他にありませんか。

(意見・質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（1件目）について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（1件目）について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（2件目）について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは16ページをご覧ください。一般住宅建設の案件であり、令和3年4月23日に申請があった分を説明いたします。

【以下、議案書に基づき議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（2件目）についての内容を朗読及び説明】

別冊意見書の4ページをご覧ください。農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第1種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的（申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由）】というところですが、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地となっております。申請地は町の平坦部に位置し、圃場整備により換地された農地ですが、宅地を囲んだいびつな形状となっております。複数の家屋が連坦している集落に接続するものであり、また、周辺には圃場整備がされた優良な農地しかなく、代替する土地はないため、申請地以外には適地はなく、申請地を転用することはやむを得ないと考えられることから、適当であると思われま。【2.資力及び信用】については、総事業費■■■■千円に対し、金融機関の融資事前審査結果が添付されており、十分な資金が確保できていることから、適当と思われま。【3.転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況】については、仮登記等はございません

(該当なし)です。【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの
確実性】については、農業委員及び事務局への説明の結果、遅滞
なく供されることは確実であると思われます。【5. 行政庁の免
許、許可、認可等の処分の見込み】については、該当なしです。

【6. 農地以外の土地の利用見込み】について、農地と合わせて
一体利用する宅地についても、使用貸借契約書が添付されており
確実と認められます。【7. 計画面積の妥当性】については、隣
接する宅地と合わせた■■■㎡に対し、個人住宅と駐車場(2
台)の事業計画となっており、規模は適当であると思われます

【8. 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】につい
ては、宅地の造成のみではないので、該当なしです。【9. 周辺
の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、事業地の
周囲には隣接する農地があるが、擁壁を設けることにより土砂等
の農地への流入は抑制されています。また、排水についても、道
路側溝へ放流する計画となっており、周辺営農への支障はありま
せん。【10. 一時転用である場合にはその妥当性】について
は、一時転用ではないので、該当ありません。【11. 法令(条
例を含む)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状
況】について、開発行為及び埋蔵文化財の遺跡範囲、ともに該当
なしで確認しております。

以上により、今回の案件については、許可相当ではないかと思
われます。

議 長 ありがとうございます。ご意見等ございませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号農地法
第5条の規定による農地の転用(2件目)について、賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用(2件目)に
ついて、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それで
は続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用
(3件目)について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは25ページをご覧ください。駐車場建設の案件であり、
令和3年4月21日に申請があった分を説明いたします。

【以下、議案書に基づき議案第2号農地法第5条の規定による農

地の転用（3件目）についての内容を朗読及び説明】

別冊意見書の7ページをご覧ください。農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的（申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由）】というところですが、申請地は周囲を宅地・道路・水路に囲まれており、立地上農地として効率的に利用することは困難であり、他の候補地では目的を達成するには適地ではなく、申請することはやむを得ないと考えられることから、適当であると思われま

す。【2. 資力及び信用】については、総事業費■■■■千円に対し、必要な資金の調達に残高証明が添付されており、資金確保ができていますことから、適当と思われま

す。【3. 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況】については、仮登記等はありません（該当なし）です。【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、農業委員及び事務局への説明の結果、遅滞なく供されることは確実であると思われま

す。【5. 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】については、該当なしです。【6. 農地以外の土地の利用見込み】について、隣接する宅地と合わせて土地売買契約を交わすこととしており、確実と認められま

す。【7. 計画面積の妥当性】については、譲受人が経営する会社の社員用駐車場として、事業地■■■㎡に対し、18台の駐車区画を整備する計画となっており、規模は適当であると思われま

す。【8. 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、宅地の造成のみではないので、該当なしです。【9. 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、事業地は、北・東は宅地、西は町道・水路、南は水路と四方を囲まれており、隣接する農地もないことから支障はないと思われま

す。【10. 一時転用である場合にはその妥当性】については、一時転用ではないので、該当ありません。【11. 法令（条例を含む）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】について、開発行為の届け出は1,000㎡未満のため提出不要であり、また、埋蔵文化財については掘削工事等を行わない事業であるため、申請不要の旨を関係部署に確認済みです。

以上により、今回の案件については、許可相当ではないかと思われま

議長

ありがとうございました。ご意見等ございませんか。

（質問・意見等なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（3件目）について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（3件目）について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（4件目）について、事務局より朗読及び説明をお願いします

事務局

それでは31ページをご覧ください。道路工事のための工事用道路建設（一時転用）の案件であり、令和3年4月16日に申請があった分を説明いたします。

【以下、議案書に基づき議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（4件目）についての内容を朗読及び説明】

別冊意見書の10ページをご覧ください。農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第1種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的（申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由）】というところですが、申請地は特定土地改良事業が行われている第1種農地となっております。新幹線複線化事業に伴い、申請地を残し歪曲した道路となっており、作業や通行が非効率な状況となっていたことから、仮設道路の整備のため、一時転用許可が下りていた場所となっております。今回、一時転用の許可期間終了後も同事業継続に伴う許可期間延長の追認申請であり、申請地以外の土地は考えられず、申請地の一時転用の延長許可をすることはやむを得ないと考えられることから、適当であると思われま。【2. 資力及び信用】については、総事業費■■■千円に対し、JR から工事等注文書の写しが提出されており、資力については確認できていることから、適当と思われま。【3. 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況】については、仮登記等はありません（該当なし）です。【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、農業委員及び事務局への説明の結果、遅滞なく供されることは確実であると思われま。【5. 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】については、該当なしです。【6. 農地以外の土地の利用見込み】については、該当なしです。【7. 計画面積の妥当性】については、土地利用計画図及び現地確認の結果、規模は適

正であると思われます。【8. 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、宅地の造成のみではないので、該当なしです。【9. 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、短距離の工事用仮設道路であり、周辺営農への支障はありません。【10. 一時転用である場合にはその妥当性】については、農地復元確約書が添付されており、適当と思われます。【11. 法令（条例を含む）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】について、埋蔵文化財の遺跡範囲も該当なしです。

以上により、今回の案件については、許可相当ではないかと思われま

議長 ありがとうございます。ご意見等ございませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（4件目）について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（4件目）について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第3号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは37ページをご覧ください。年に1度、農業委員会の昨年度の活動の点検及び評価を行うこと、そして、それを活かして今年度の活動計画を立てることとなっております。これをインターネット等で公表することとなっております。毎年、この時期の総会にお諮りしているところです。

【以下、別添議案書に基づき議案第3号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、内容を朗読及び説明】

説明は以上になります。ご意見等なければ、この後ホームページに掲載し、公表を行い、県へ報告する予定です。宜しく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。何かありましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、原案のとおり決定することとしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 議案第3号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それではその他に移ります。事務局よりお願いします。

(その他事項 特になし)

議 長 他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長 では、これをもちまして第11回大町町農業委員会総会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。次回の農業委員会総会は、6月3日(木)8:30～に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員